

ITCイースト東京 規約

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、「ITCイースト東京」(略称「ITCイースト」)と称する。

第2条(所在地)

本会の所在地は、理事会により別に定め、議事録または別紙により管理する。

第2章 目的及び活動

第3条(目的)

- (1) 中堅/中小企業・団体の課題に関し、また、会員個々のおかれた環境の中での課題に関し、デジタルの利活用も含めて、ITコーディネータとして対応に必要な経験・知識・素養を高めるための会員自らの自己研鑽を支援する
- (2) 上記を通し、デジタル社会への貢献と、健全なる IT コーディネータ制度の発展に寄与することを目的とする

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を実施する。

- (1) IT コーディネータ協会、関連する行政機関、諸団体との連携、協力
- (2) IT コーディネータ制度及び関連する諸制度に関する普及、広報活動
- (3) IT コーディネータとして活動するための事例、手法等に関する調査、研究
- (4) 会員のスキル向上、人脈作り、実践力向上のための場づくりと自己研鑽
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

第5条(会員の種類、資格)

本会の会員は、正会員及び賛助会員で構成する。

- (1) 正会員は、IT コーディネータ資格所有者、及び IT コーディネータ資格保有者に準ずる者(資格取得中の者、資格を失効した者)とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する企業・団体とする。
- (3) 会員は、登録されている会員情報について、変更が生じた場合、速やかに、所定の手続きにより、会長に提出しなければならない。

第6条(入会)

本会の会員になろうとする者は、所定の手続きにより、会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条(退会)

退会は、会員本人が、所定の退会手続きに従い、会長に提出しなければならない。

第8条(資格の喪失)

会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 総会の決議により除名されたとき
- (4) 会員が所属企業を退職または転居するなどして、連絡先が不明になってから3ヶ月が経過したとき。

第9条(会費)

会費は別途細則にて定めるものとする。

第4章 役員等

第10条(役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事
- (4) 監事 1名以上

第11条(役員の選任)

理事及び監事(以下、役員と称する)は、正会員および賛助会員の互選により、定時総会出席会員の過半数の承認をもって選任する。

- (1) 会長、副会長は選任理事の互選で定める。
- (2) 理事および監事は、これを兼ねることができない。

第12条(理事の職務)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行できない場合には、その職を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織して本会の会務に関する事項を審議決定し、執行する。

第13条(監事の任務)

監事は、本会の会務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

第14条(役員の任期)

本会の役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第15条(役員の辞任および解任)

役員の辞任は、理事会の承認を必要とする。また、役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められたとき

第 5 章 会議

第 16 条(会議の種類)

本会の会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

第 17 条(構成)

総会は、正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

第 18 条(権能)

総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画および収支予算
 - (2) 活動報告および収支決算
 - (3) 本会の財産の処分
 - (4) その他、本会の運営に関する重要事項
2. 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 19 条(開催)

通常総会は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に開くものとする。

2. 臨時総会は、次の場合に開くものとする。
- (1) 理事会において必要と認められたとき
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を明示して請求があったとき
 - (3) 監事から会長に対し請求があったとき

第 20 条(招集)

会議は会長が招集する。

2. 会議の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面（メール、ファクシミリを含む）をもって構成員に通知するものとする。ただし、緊急に理事会を開催する必要があると認められたときは、この限りでない。

第 21 条(議長)

総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 22 条(定足数)

総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。ただし、当該議事につき書面（メール、ファクシミリを含む）をもって、あらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委託した者は、出席者とみなす。

2. 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。ただし、当該議事につき書面（メール、ファクシミリを含む）をもって、あらかじめ意思を表示した者及び他の理事を

代理人として表決を委託した者は、出席者とみなす。

第23条(議決)

総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決する。

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。
3. 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 6 章 資産及び会計

第24条(資産の構成)

本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第25条(資産の管理)

本会の資産は、会長の指揮の下、事務局が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

第26条(経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第27条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

第28条(規約の変更)

本規約は、理事会及び総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

第 8 章 附則

第29条(附則)

本規約は平成15年10月28日より施行する。

2. 第27条の規定にかかわらず初年度会計年度は平成15年10月28日より平成16年3月31日までとする。

細則

第一条(会費)

正会員年会費は無料とする。

会費の改訂については、理事会にて検討し、総会にて諮るものとする。

2. 賛助会員年会費は、資本金1千万円未満5万円、資本金1千万円以上10万円とする。
3. 入会時、年度の残余期間が半年未満の場合、年会費は半額とする。